

令和7年度
社会福祉法人諫早市社会福祉協議会
事業計画書

自 令和7年4月 1日

至 令和8年3月31日

社会福祉法人 諫早市社会福祉協議会

O

O

I.基本方針

少子高齢化の進展、人口減少、地域や家族等の共同体機能の脆弱化など、日常の様々な場面における人々のつながりの変化を背景に、地域生活課題が拡大しかつ複雑化・複合化しています。

昨年は、株価も上がり賃金も上昇するなど経済の回復が見られましたが、年始の能登半島地震をはじめとして、台風や豪雨など、多くの予期せぬ自然災害が発生したほか、物価高騰による生活困窮や社会的孤立などの課題も依然として残っています。住民が日々安心して暮らすことができない状況もあり、日頃からの自然災害への備えや、人や地域とつながることの大切さが再認識されました。

このような中、諫早市社会福祉協議会では、社会福祉法第109条に定められた「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として、これまで地域が抱える様々な福祉課題に対して、令和4年に策定した第4次地域福祉活動計画に基づき、行政、医療、福祉、保健、教育など様々な分野の支えを頂きながら、地域の福祉活動を担う「人づくり」、住民同士で支え合い助け合う「地域づくり」、困りごとを解決できる「仕組みづくり」を大きな柱として、身近な地域で寄り添える体制の整備に取り組んでいるところです。

令和7年度は、これまでの取り組みを継続するとともに、福祉に強いまちが災害に強いまちであることから、子ども、大人、高齢者、障害のある人皆が住み慣れた地域の中で、安心して自分らしく日常生活を送れるよう、持続可能な福祉コミュニティの実現に向け取り組んでいきます。

地域福祉の担い手の不足を解消するための取り組みとして、SNS等を活用した情報発信など広報活動を強化し、住民の地域福祉活動やボランティア活動に対する理解促進に努めるとともに、関係機関とも連携した福祉教育に取り組み、地域福祉活動への参加者の増加や福祉人材の育成に取り組めます。

また、住民同士の支え合い、助け合いによる地域づくりを進めていくため、住民が主体となり地域の実情に応じた活動を行っている地区社協の支援を強化するとともに、住民同士の顔が見える関係づくりのため、交流の場づくりに取り組んでいきます。

住民の悩みを深刻化させないための仕組みづくりに向けた取り組みとして、地域住民の多様で複合的な生活問題や、従来の福祉の枠組みでは十分な対応が困難な課題に対しては、問題を深刻化させることなく個人の生活が自立し安心した生活が送れるよう、関係機関との連携・協働に基づく包括的な支援体制づくりに努めます。

Ⅱ.令和7年度重点施策

1 地域福祉の担い手不足を解消するための取り組み

地域に住む一人ひとりに福祉への関心を持ってもらい、地域福祉活動に係われるよう、活動に参加しやすい仕組みづくりに努めるとともに、住民の集いの場が広がるよう、広報紙、SNSをはじめとした多様な媒体、機会を通じたわかりやすい福祉情報の発信に努めます。

地域で誰一人取り残されず、多様性を認め合い、尊重されながら生活ができる社会の実現に向け、関係機関との連携・協働を進め、多様なプログラムに基づく福祉体験学習に取り組むとともに、将来を担う専門職の養成に向け、社会福祉士の養成校からソーシャルワーク実習生の受け入れを拡大していきます。

また、ボランティア活動の振興を図るため、引き続きボランティアセンターの運営・充実を図り、多発する大規模な災害に備え、災害時相互協力協定を締結した団体と連携を図りながら災害ボランティアの養成等を行い、災害時の支援体制の整備に取り組みます。

2 住民同士の支え合い、助け合いによる地域づくりに向けた取り組み

地域福祉を進める上での中核的な組織である地区・校区社会福祉協議会に対し個別支援を強化し、地域性に応じた地区社協活動の充実を図ります。また、地区社協会長会や地区社協G20などの場を通じ、地区社協の活動に対する課題等の意見の集約や地域課題に対する研究協議を行いながら地区社協とのネットワークをさらに強化し、協働して地域福祉活動に取り組んでいきます。

地域の居場所・交流の場であり、住民の社会参加の場でもある「ふれあいいきいきサロン」、「子育てサロン」などの集いの場に対し、住民が参加しやすいような仕組みづくりに取り組み、地域の支え合いの機能強化に努めます。

3 住民の悩みを深刻化させないための仕組みづくりに向けた取り組み

住民が気軽に相談できる窓口として、日常生活の様々な相談に応じ、事情に合わせた助言と援助を行う「ふれあい福祉相談事業」に取り組みます。従来の福祉の枠組みでは対応が困難な生活課題や、多様で複合的な問題に対しては、相談支援に係る関係機関との連携を更に強化し、問題の解決に結びつくよう支援を行い総合相談機能の充実を図ります。

また、低所得者世帯に対して資金を貸し付けることで世帯の自立を図る「生活福祉資金」について引き続き取り組み、貸付後の相談援助も行いながら借受世帯の生活の安定と自立に向けた支援に取り組みます。

Ⅲ. 事業概要

1 法人の運営基盤強化

【目 標】

福祉活動・事業の企画及び実施機能を発揮するため、事務局体制の充実を図り、各種事業が円滑に行えるよう努めます。また、自主財源の確保に努め、健全・適正な経営かつ効果的な事業・活動を展開します。

【実施事業】

1. 組織・事務局体制の充実

(1)理事会・評議員会の開催

適切な業務執行が行われるよう、理事会、評議員会を適宜開催します。

(2)役職員研修の実施

(3)職員の自己研鑽の推進及び研修会の実施

地域の支え合いや生活困窮者支援等の研修会に参加し、地域支援の実践力や相談援助技術等に関する職員の資質向上を図ります。

2. 福祉系大学との連携

(1)ソーシャルワーク実習生受入事業の実施

社会福祉士養成校からの実習生受け入れを拡大し、福祉の専門職の育成と充実を図ります。

3. 職員の講師派遣

4. 自主財源確保の取り組み強化

(1)住民会員・組織会員等の加入促進

社協会費の趣旨や実績に対する理解促進を図り、活動の賛同者を増やし、寄付金収入や会費収入の確保に努めます。

(2)募金活動に伴う事務費の確保

5. 日本赤十字社長崎県支部諫早市地区の事業

(1)日本赤十字社活動資金募集の協力

(2)災害救援物資及び見舞金の配付

災害で被災した世帯に対し、応急的な救援を図ることを目的として、各種救援物資及び見舞金・弔慰金を支給します。

6. 上山荘施設の維持・管理

7. 長崎県共同募金会諫早市支会の事業

(1) 赤い羽根共同募金運動の実施

◎戸別募金, 法人募金, 街頭募金, 学校募金等

高齢者福祉、障害児(者)福祉、児童青少年福祉、地域福祉など、住民相互の助け合いを必要とする福祉活動の費用に充てることを目的に募金活動を実施します。

(2) 歳末たすけあい募金運動の実施

◎戸別募金, イベント募金(歳末演芸大会の開催)等

8. 長崎県戦没者慰霊奉賛会諫早市支部の事業

これまで大戦で亡くなられた戦没者を悼み、平和を祈念することを目的に勧募等を行い、本市戦没者追悼式を取り行います。

○

○

2 地域福祉活動の推進

【目 標】

市内全域に組織されている20の地区(校区)社協と連携を密にしながら、地区社協の活動が持続可能な取り組みとなるよう支援し、住民の主体的な小地域福祉活動への参加と充実を図ります。

また、住民同士の支え合い、助け合いによる地域づくりを進めるため、住民の交流の場づくりに取り組み、地域の福祉力を高めます。

【実施事業】

1. 地区社協運営支援

(1)地区社協会長会会議の開催

地区社協の活動に対する課題等の意見の集約や、今後の方向性を協議決定する場として地区社協会長会を開催します。

(2)地区社協活動支援

地区社協の活動が円滑に行われるよう、事業の推進に関する助言や情報提供、サロンの運営や立ち上げ支援、地区社協・地域福祉活動計画の策定支援や各種事業の実施に係る助成などを行います。

①地区社協G20の開催

地区社協相互のネットワークを強化し、地域課題に対する研究協議を行い、地域性に応じた地区社協の活動の充実を図るため地区社協 G20を開催します。

②ふれあいいいききサロン

ふれあいいいききサロン活動が円滑に運営されるよう、地域の居場所・交流の場の確保と、住民の社会参加の場を充実させます。

③子育てサロン

未就学児を持つ親の子育てに対する不安を和らげ、地域で安心した子育てができるよう、子育てサロンの支援を行うとともに、情報発信の機能を充実させ参加しやすい仕組みづくりに取り組みます。

④福祉協力員設置事業

⑤地区社協リーダー研修会の開催

地区社協で中心的な役割を担っていく方を対象に、組織の運営や活動の展開方法について研修の機会を提供し、地区社協活動の充実を図ります。

⑥ふれあい見守り活動事業

住民同士による見守り活動の促進のため、ふれあいと見守りを兼ねた活動の支援を行います。

⑦ひとり暮らし高齢者の集い

⑧世代間交流事業

⑨地区社協研修会開催の支援

⑩視察研修事業の支援

⑪地区社協・地域福祉活動計画策定

地区社協構成員の地区社協活動に対する共通認識を図り、中長期的な視点に立った地区社協の持続した活動の取り組みを支援するため、地区社協・地域福祉活動計画策定の支援に取り組みます。

⑫高齢者等見守りネットワーク事業

2. 地域福祉強化のための施策

(1) 諫早市社会福祉大会の開催

多年にわたり社会福祉の推進に貢献された方々を顕彰するとともに、地域の福祉課題や解決に向けた取り組みを紹介し、福祉に携わる人々の意識の共有を図ります。

3. 生きがい学び事業の実施

(1) 上山荘生きがい学び講座の開催

高齢者向けに、健康の増進、各種講座による教養の向上、レクリエーションなどを開催し、高齢者の生きがいづくりに努めます。

(2) 上山荘活用講座の開催(豆知識講座、お楽しみ講座の開催)

4. 地域福祉団体及び関係機関・団体との連携及び会議出席

(1) 民生委員・児童委員との連携

(2) 定期総会及び各種団体開催行事への出席

3 ボランティア活動の推進

【目 標】

ボランティアセンターの情報発信を中心に基盤強化を図ることでボランティア活動に取り組みやすい環境を整備すると共に、ボランティア連絡協議会と連携を図り、ボランティア活動を推進します。

また、講座・研修会等を通し、地域福祉を担う人材の育成や災害時の支援体制の整備に取り組み、住民同士で互いにつながり支え合うネットワークの構築に努めます。

【実施事業】

1. 福祉意識の啓発

(1) 社協広報紙「かんしゃ」の発行

社協広報紙である「かんしゃ」を毎月発行し、地区社協の活動や地域の福祉活動を紹介し、ボランティア活動など福祉意識の啓発に取り組みます。

(2) ホームページの更新

本会の事業活動や地域福祉に関する情報などを市民の方々に適宜周知するため、見やすく親しみやすいホームページの更新に努めます。フェイスブック、インスタグラム、ライン等 SNS を活用し新鮮な情報発信も併せて行います。

(3) 収集活動の実施(プルタブ及び使用済切手)

誰もが気軽に取り組めるボランティア活動の一つとして、市民に周知し、活動へ参加する人を増やしていきます。

(4) イベント型福祉意識啓発活動

2. ボランティアセンターの機能強化

(1) ボランティア相談及び活動支援

ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアに関する相談や助言、活動の支援に取り組み、「ボランティア活動を希望する人」と「ボランティアを必要としている人」の調整を行います。また、ボランティアセンター登録団体が、他団体との連携によって新たな活動の展開ができるよう支援します。

(2) ボランティアセンターの登録・斡旋

(3) 災害時支援体制の整備

災害ボランティアセンター設置運営訓練や災害ボランティアの養成講座を通し、災害時の支援体制の整備を図ります。

3. ボランティア活動の支援

(1) ボランティア団体の活動支援

ボランティア団体の運営に対し、ボランティア情報の提供、助言や活動費の助成を行います。

(2) 諫早市ボランティア連絡協議会の支援

ボランティア団体相互の連携・交流を図り、住民のボランティア精神の高揚と参加促進に向けた支援を行います。

4. ボランティアの養成

(1) 福祉体験学習の支援

学校や職場、地域に職員及び福祉体験サポーターを派遣し、高齢者、障害者の疑似体験や交流を取り入れた福祉体験を、関係機関との連携・協働して進め、福祉意識の啓発と福祉活動の担い手を育成します。

(2) 福祉体験学習サポーターの育成及び研修会の開催

福祉体験学習において、指導に携わる福祉体験学習サポーターの養成を行います。

(3) いきいき応援隊の育成及び研修会の開催

ふれあいいきいきサロンにおいてレクリエーションの提供を行う「いきいき応援隊」の養成を行い、登録者をふれあいいきいきサロンに派遣して、サロン活動が円滑に行われるよう支援します。

(4) いきいきサロン実践者研修会の開催

ふれあいいきいきサロンの運営に携わる実践者を対象に研修会を行い、ふれあいいきいきサロンボランティアの育成と活動の充実を図ります。

(5) 子育てサロン実践者研修会の開催

子育てサロンの運営に携わる実践者を対象に研修会を行い、子育てサロンボランティアの育成と活動の充実を図ります。

4 共同募金配分金事業の実施

【目 標】

地域ぐるみでお寄せいただいた共同募金の配分金を活用し、地域福祉活動の貴重な財源として、住民の地域福祉活動や福祉団体等の支援及び助成を行います。

【実施事業】

1. 配分金事業の推進

(1) 赤い羽根共同募金配分金事業

- ① 広報紙の発行(再掲)
- ② 子育てサロン活動の支援(再掲)
- ③ 子育てサロン実践者研修会の開催(再掲)
- ④ 世代間交流活動の支援(再掲)
- ⑤ 福祉団体活動助成事業
- ⑥ 米寿記念写真贈呈事業
- ⑦ ふれあい見守り活動の助成(再掲)
- ⑧ ひとり暮らし高齢者の集い(再掲)
- ⑨ 高次脳機能障害者サロン「ひまわり」の実施
- ⑩ 新入学児童交通安全帽子配付事業
- ⑪ 小中学生修学旅行費一部助成事業
- ⑫ 福祉協力推進事業協力校の指定

(2) 歳末たすけあい募金配分金事業

- ① 障害者成人祝金贈呈事業
- ② ふれあい見守り活動の助成(再掲)
- ③ ひとり暮らし高齢者の集い(再掲)
- ④ 災害見舞金事業
- ⑤ 歳末たすけあい・生活困窮世帯生活支援事業

5 福祉総合相談支援事業の実施

【目 標】

住民が気軽に相談しやすい窓口として日常生活の様々な相談に応じるとともに、従来の福祉の枠組みでは対応が困難な生活課題や、多様で複合的な問題に対しては、相談支援に係る関係機関との連携を更に強化し、住民が安心した生活が送れるよう、包括的な相談支援体制の構築を目指します。

また、生活に困りごとを抱える住民の把握に努め、積極的な働きかけを行い、問題を抱え込んで事態が深刻化することがないように自立に向けた支援と早期の問題解決を図ります。

【実施事業】

1. ふれあい福祉相談事業の実施

(1)ふれあい福祉相談センターの設置

住民の日常生活の様々な相談に応じ、事情に合わせた助言と援助を行なうとともに、関係機関との連携を強化し、福祉サービスや制度を活用した個々の生活の自立と生活の安定に向け支援します。

(2)専門相談の実施

(3)相談員研修会の開催

(4)ふれあい電話相談

見守りが必要な住民に対し、定期的に架電し生活上の不安や悩みを傾聴し、安心した生活が送れるよう相談対応します。

2. 福祉資金貸付事業

(1)諫早市社会福祉協議会福祉資金貸付事業の運営

3. 生活福祉資金等貸付事業

(1)生活福祉資金等貸付事業の受託運営

(2)緊急小口資金等特例貸付の借受人フォローアップ支援

緊急小口資金等特例貸付の借受者で、引き続き生活に困窮している方や自ら支援を求めることが難しい方に対し、電話や訪問などを行い、地域の関係機関や委託先である長崎県社会福祉協議会と連携しながら生活困窮状態の改善を図れるよう支援を行います。

4. 日常生活自立支援事業の受託運営

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力に不安がある方に対し、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等のお手伝いをする事で、その方が地域で安心した生活を送っていただけるようサポートします。

5. 成年後見申立相談援助

成年後見制度紹介や成年後見申立の手続支援など、成年後見制度を円滑に利用できるよう支援を行います。

6 福祉教育推進事業の実施

【目 標】

住民同士が、ともに理解し合える地域づくりのため、高齢者や障害者の美術手工芸作品展を開催し、高齢者や障害者の創作意欲を高めると共に社会参加の促進を図ります。

【実施事業】

1. シニア美術手工芸作品展の開催

作品創作を通して、高齢者の生きがいづくりと積極的な社会参加を図ります。

2. 障害児(者)美術手工芸作品展の開催

第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭「ながさきピース文化祭2025」と連携し、芸術を通じた住民の障害者に対する理解促進を図るとともに、障害者の創作意欲の向上と社会参加の場づくりに取り組みます。

3. 介護機器貸与事業

突発的な理由等により一時的に必要な方に、車いすの貸与を行い在宅生活の支援を行います。

7 施設管理経営事業(指定管理)の受託

【目 標】

指定管理施設の設置目的を十分踏まえ、管理者仕様の業務内容を遵守するとともに、市民の開かれた施設として、市民誰もが気軽に利用できる施設であるよう管理経営に努めます。

【実施事業】

1. 諫早市社会福祉会館の管理・経営
2. 諫早市上山荘南館の管理・経営
3. 福祉施設巡回バスの運行

O

O